

IFRS 準備状況に関する 調査結果の概要について

(株)東京証券取引所 上場部企画担当調査役 かとう さとし
加藤 賢

はじめに

国際財務報告基準（IFRS）は現在多くの国が採用しており、今後も自国に取り入れる国も増えることが予想されるが、日本では一昨年金融庁企業会計審議会より、その適用に向けた基本的な考え方が中間報告の形で公表されている。この内容を受けて、従来の IFRS とのコンバージェンスを進めていくことに加え、平成 22 年 3 月期より IFRS の任意適用が認められることとなり、現在までに数社が任意適用を行っている状況にある。

また、この中間報告において日本企業に対する今後の IFRS 強制適用に向けた可能性について言及されたことにより、その適用の是非やスケジュール、適用された場合の対応について、財務諸表の作成者や利用者などの関係者からより広く関心を集めるようになってきている。

このような状況の中、東京証券取引所においては、上場会社の IFRS への対応状況を把握し、今後の IFRS 適用に向けた対応の検討に資することを目的として、東証上場会社に対するアンケート方式による状況調査を実施しており、

直近では昨年 11 月にその結果を公表している。今後、日本への具体的な IFRS 適用のあり方について検討が進められていくと思われるが、そのためには、市場関係者の IFRS に対する考え方や対応状況について十分に勘案することが必要である。このアンケート結果は震災前に取りまとめたものであり、上場会社の IFRS への対応状況には一部変化しているところもあることも予想されるが、それでもなお有用である部分は多いと思われるため、本稿ではその調査結果についてまとめを行ったものである。なお、本文中意見にわたる部分については、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

IFRS 適用に向けての準備状況

平成 23 年 3 月期決算においては、新たに 2 社が IFRS を適用した連結財務諸表を開示するほか（うち 1 社は決算短信においては IFRS を適用せず、有価証券報告書に記載する連結財務諸表から適用予定）、その他 1 社が 24 年 3 月期の第 1 四半期より IFRS を適用する旨を公表しており、現在 IFRS を適用している、または、

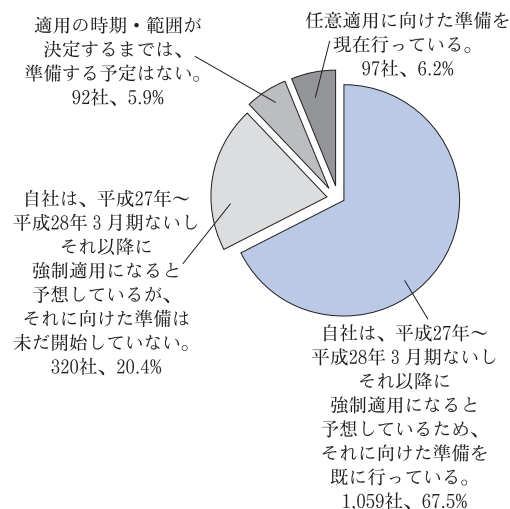
1 東証上場会社を対象とした IFRS 適用に関する状況調査については、平成 21 年 10 月及び平成 22 年 11 月に公表しており、結果概要について東証ウェブサイトに掲載されている。（URL：http://www.tse.or.jp/rules/ifrs/info_2.html）

具体的な適用時期を公表している上場会社は4社となっている。

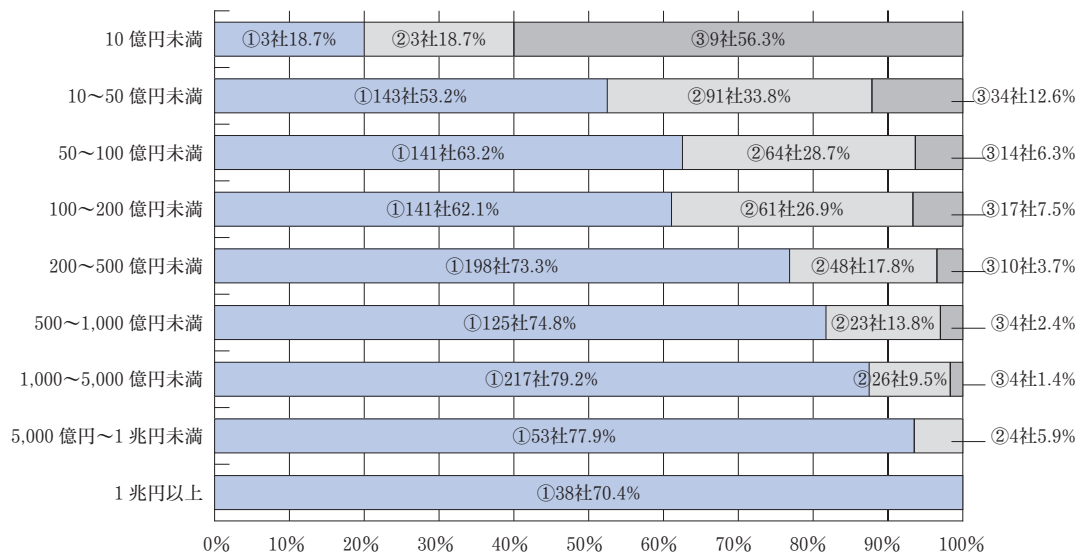
このように、現状の適用状況としては、必ずしも多くの会社がIFRSを適用しているという状況にあるわけではないが、将来のIFRS強制適用に向けた準備を開始しているかという観点及び強制適用の前に任意での適用を考えているかという観点から調査を行った。

まず、将来のIFRS強制適用に向けた準備という面から見ると、現状ではその適用に関する将来の動向を見通しづらい状況ではあるが、その中でも将来のIFRS適用に向けた準備を何らかの形で開始している上場会社は多く、図1のとおり、強制適用に向けた準備を進めている会社と任意適用を検討している会社を合わせて、7割強が将来のIFRS適用に向けた準備を始めたと回答している。また、図2において時価総額別の回答状況を示しているが、これによると会社規模が大きいほどその準備が進んでい

〈図1：IFRS適用についての準備状況（全社）〉



〈図2：IFRS適用についての準備状況（時価総額別）〉



- ①強制適用に向けた準備を既に行っている
- ②強制適用に向けた準備は未だ開始していない
- ③適用の時期・範囲が決定するまでは準備する予定はない

※任意適用に向けた準備を現在行っている旨を回答した上場会社は、図から除いている。

ることがわかる。

また、任意適用に向けた準備という面から見ると、100社弱の上場会社が任意適用に向けた準備を行っているという回答している。内訳としては大規模な上場会社やその関係会社を中心となっているが、その一方で、親会社等が存在しない中小規模の上場会社やマザーズへの上場会社の中にも任意適用を念頭に準備を行っているところも見られた。また、これらの会社の適用予定時期については、8割程度が平成26年3月期以降の適用開始を想定しており、早期の任意適用を想定している会社は少ない状況にある。

IFRS 適用に向けた準備の内容等

このように、多くの上場会社がIFRS適用に向けた準備を開始しているが、その準備状況についてはそれぞれの会社間で差があるものと思われる。この点に関連して、準備を開始している上場会社を対象として、IFRS適用に向けた準備状況に関して以下の観点から調査を行っている。

〈図3：IFRS適用についての準備状況〉

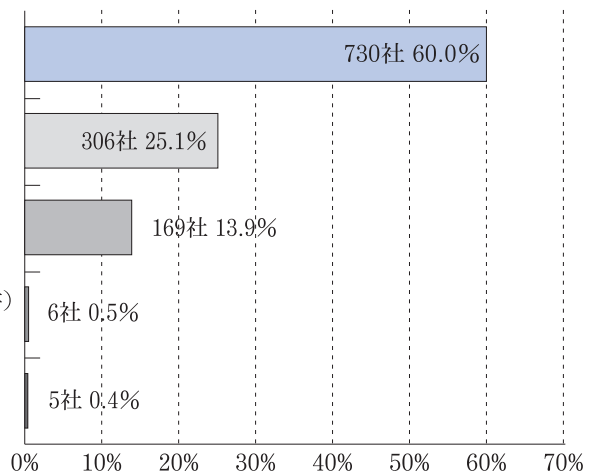
IFRSの知識を得るため、経理・財務部門を中心として、知識収集を行っている。

IFRS導入の影響を把握するために、簡易な影響度分析を行っている。

個々のIFRS基準書ごとの具体的な対応の検討を開始している。

IFRSへの移行日の貸借対照表（財政状態計算書）を暫定的に作成している。

前期のIFRSベースの財務諸表を暫定的に作成している。



•現在の準備段階

1点目として、IFRS適用に向けた準備作業を実施している上場会社について、具体的な現状の準備段階にあるかという点について調査を行っている。この調査結果を見ると、図3のとおり、経理・財務部門を中心にIFRSに関する知識収集を行っている段階と回答した企業が全体の6割を占めているほか、大規模な上場会社を中心に簡易な影響度分析や、個々のIFRS基準書ごとの検討を開始している段階にある会社も4割程度見られる。その反面、実際に財務諸表をIFRSで作成する段階に達している会社はIFRSの任意適用を行うことを予定している会社の中に数社見られる程度であり、全体としては極めて少ない状況にある。

また、市場区別や時価総額別の回答状況を見ると、準備状況と同様に、会社規模が大きいほどその準備が進んでいるという傾向が見られる。

なお、今回の調査を行う1年前の平成21年10月にも今回と同様にIFRSの準備段階に関するアンケート調査を行っているが、その際はIFRSの知識収集を行っている段階にあると回答した会社が全体の9割以上を占めていたこと

に比べると、全体的に準備状況は進んできているといえる。

● IFRS 導入に関するコンサルタントの起用

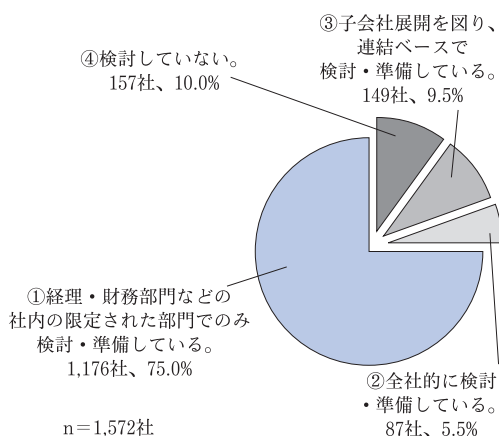
IFRS は従来の日本の会計基準とはその基本的な考え方が大きく異なるものであり、その導入は、財務諸表の基礎データの入手方法から、会計方針の適用及び財務諸表の作成・開示までのプロセス全体において、対応を迫られるものであると考えられる。

IFRS 導入への準備にあたり、必ずしもコンサルタントを起用しなければならないというものではないが、実際にはコンサルタントの助言を受けて準備を進めている会社も見られるため、IFRS 導入に関するコンサルタント導入の有無についても調査を行った結果、全体の3割超の会社がIFRS 導入への対応にあたりコンサルタントを起用している。

● 社内での検討レベル

上場会社の準備段階に関する調査としては、企業グループ内のどの範囲まで検討の範囲に加えているかという観点からも調査を行っている。この点については、図4のとおり、回答会社の

〈図4：社内での検討レベル〉



7割強においては、経理・財務部門などの社内の限定された部門のみの検討・準備にとどまっております。全社もしくは企業グループ全体で検討を行っている上場会社は3割弱にとどまっています。

また、検討レベルという面から見ても、他の準備状況と同様であり、会社規模が大きい場合ほど、検討の範囲は広がっているといえる。この点、例えば時価総額1兆円以上の会社においては、全社あるいは企業グループ全体における検討を行っているという回答した会社が半数程度見られ、上場会社全体の状況と比較して検討・準備の進展が見られる。

IFRS 適用の是非に関する将来の不安

IFRS は従来の日本の会計基準とはその基本的な考え方が大きく異なるものであり、その適用は、単なる会計基準の変更という意味だけにとどまらず、上場企業にとって財務諸表を作成し、関係者に対してその内容について説明することに関する考え方を見直しを求められるものである。その一方で、IFRS は既に世界中の多くの国で受け入れられつつある会計基準であり、適用しないこととなった場合においても、将来の日本市場に何らかの影響を与える可能性もありうる。

今回の調査においては、仮に将来IFRSが適用された場合と、適用されなかった場合に分けて、それぞれどのような点が懸念されるかという点について確認を行った。

● 将来IFRSが適用された場合の不安

将来IFRSが適用された場合の不安としては、まず、現状のIFRS自体に対する懸念事項と考えられる項目を選択する上場会社が多く見られた。具体的には、図5において示しているよう

〈図 5：将来 IFRS が適用された場合の不安〉

IFRSに精通した人材が不足している。

プリンシプル・ベースであり、解釈指針が十分ではないので、具体的な会計処理の手続きの設定が難しい。

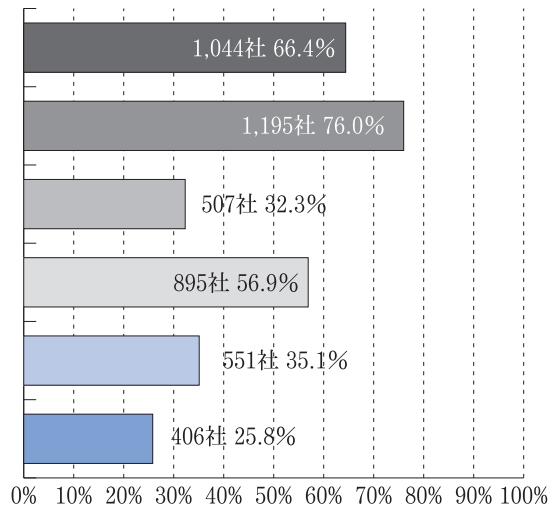
適用時期の設定次第では、準備が間に合わないおそれがある。

IASBとFASBのMoUの動向など、今後の会計基準の変更が確定せず、準備を進めにくい。

単体の基準設定次第で、税の不利益が生じないか不安である。

単体の基準設定次第で、経営管理上の問題が生じないか不安である。

n=1,572社



※ 「IFRS に精通した人材の不足」を不安要素としてあげた会社の時価総額別状況（抜粋）

～10 億円	50～100 億円	200～500 億円	1,000～5,000 億円	1 兆円～
13 (81.3%)	143 (64.1%)	177 (64.9%)	177 (64.4%)	21 (37.5%)

に、プリンシプル・ベースである IFRS に関する解釈指針の不足による具体的な会計方針の設定手続に関して、全体の 8 割弱と多数の上場会社が不安であると考えている。また、現在国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）との間で会計基準のコンバージェンス作業が進められている関係もあり、IFRS 自体に現在多くの改正が加えられている状態にあることから、今後の IFRS の最終的な内容がつかみにくいという点も全体の 6 割弱の会社が懸念と考えている。

加えて、上場会社側における準備体制に関する不安も挙げられており、IFRS に精通した人材が不足していることを具体的な不安として挙げた会社が全体の 7 割弱と多数の会社で見られる。ただし、この人材の不足という点については、他の項目が会社規模に関わらずほぼ一定の割合の会社が選択していたことに比べ、会社規模が小さいほど不安視されている傾向にあると

いう特徴が見られる。

また、本調査項目については自由記載欄を設けているが、その他考えられる不安要素として挙げられたものとしては、税法・会社法との関連で、数種類の財務諸表の作成負担に対する事務手続き及びコストの増加、会計監査対応、会社法決算との整合性の確保などが見られた。

● 将来 IFRS が適用されなかった場合の不安

将来 IFRS が適用されなかった場合の不安要素としては、図 6 において示している。ここでは、日本だけが異なる会計基準を適用し続けることで日本市場の魅力が低下し、投資資金が自国市場に集まらなくなることを懸念する回答を全体の 4 割弱の上場会社が選択している。

このほか、海外子会社を含んだ企業グループ全体を統一的に管理したり、同じ会計処理を適用したりすることができない点や、現在の日本基準と IFRS とのコンバージェンスを継続させ

〈図6：将来IFRSが適用されなかった場合の不安〉

我が国資本市場の魅力が低下し、日本に投資資金が集まらなくなる。

EUなど国際的な市場における資金調達ができなくなる。

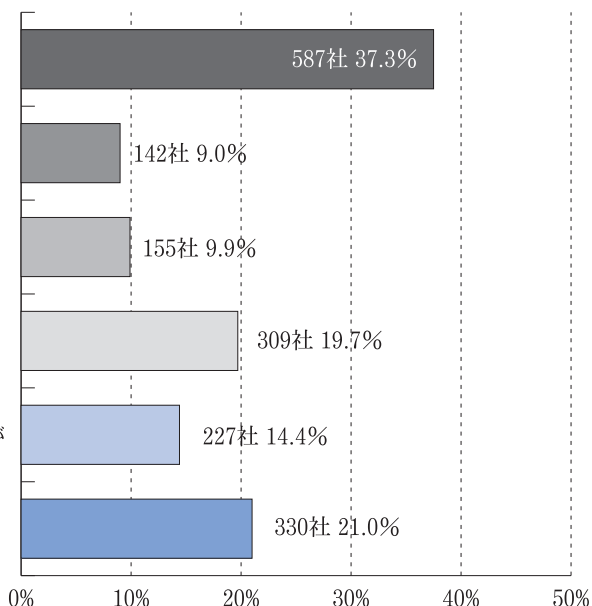
国際企業にとって、海外の同業との関係が対等でなくなる。

国際企業にとって、海外子会社を含んだグローバルに統一的な管理・処理が行えない。

自社の使用する会計基準に対する不安が生じ、株価に不利な影響を与える。また、レジェンド問題が再燃する。

IASBへの交渉力が落ちて、我が国の実態が反映されないIFRSとのコンバージェンスを進めることになる。

n=1,572社



※ 時価総額別の回答状況（抜粋）

時価総額（区分）	国際的な市場における資金調達が困難	グローバルに統一的な管理・処理が困難	IASBに対する交渉力が低下
50億円～100億円	9 (4.0%)	36 (16.1%)	35 (15.7%)
500億円～1,000億円	12 (7.2%)	32 (19.2%)	40 (24.0%)
1兆円～	15 (26.8%)	21 (37.5%)	26 (46.4%)

ることを前提とした場合、IFRSを適用しないことでIASBへの交渉力が低下し、結果として国内の商慣習等が反映されない会計基準を受け入れざるを得なくなることへの懸念が比較的多く選択されている。また、これらの項目については会社規模が大きくなるにつれ、多くの会社が選択している。

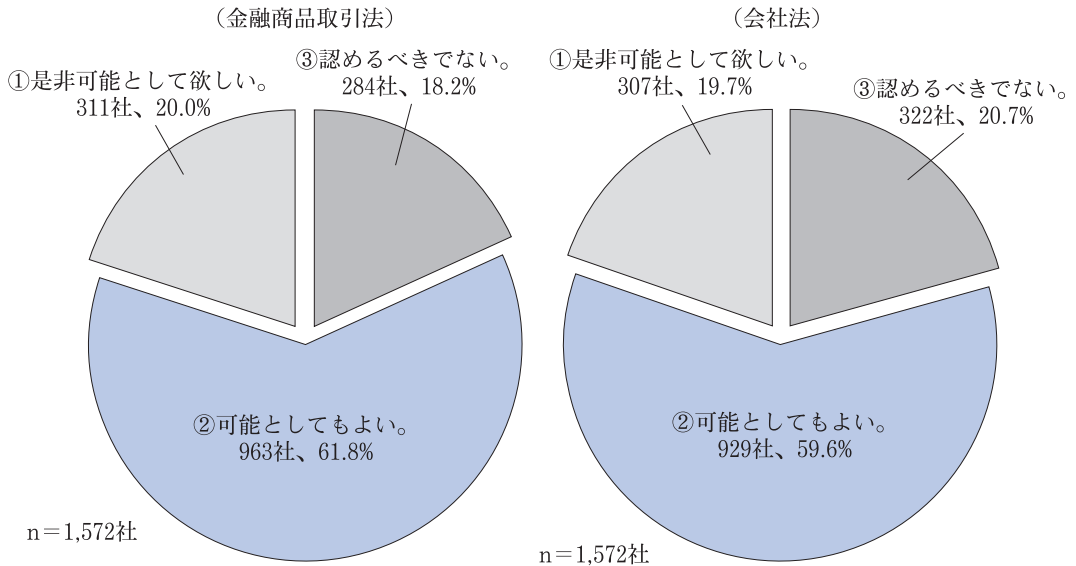
また、自由記載欄で挙げられたその他の不安要素としては、海外の投資家や取引先からの信用力の低下や、海外との同業他社との比較可能性の確保、IFRSの導入を前提として進めてきた様々な準備作業が無駄になることに対する懸念などが見られる。

単体財務諸表へのIFRS適用の是非

単体財務諸表の取扱いについては、企業会計審議会の中間報告において、単体財務諸表に先行して連結財務諸表に対してIFRSとのコンバージェンスを行う連結先行という考え方が説明されている。この考え方に従い企業会計基準委員会(ASBJ)において、具体的な会計基準への適用内容について検討が行われており、先日この検討に資することを目的として、外部の関係者から構成される単体財務諸表に関する検討会議から報告書が公表されたところである。

単体財務諸表については、税法や会社法との

〈図 7：単体財務諸表への IFRS 任意適用〉



調整が必要とされることを考慮すると、一時的に連結と単体でコンバージェンスの速度が異なり、両者の間にズレが発生することは許容されるものであると考えられるが、その一方で、両者の間で適用する会計基準が異なることは、会計処理に関する事務手続きの負担増加などの懸念される事項も存在すると思われることから、金融商品取引法に基づく財務諸表と会社法に基づく計算書類の双方について、単体財務諸表に対する IFRS の任意適用の是非について調査を行った。

全体的な傾向としては、図 7 のとおり、企業の規模等に関わらず、金融商品取引法及び会社法の両方で「任意適用を可能としてもよい」を最も多くの会社を選択しており、「任意適用を是非可能としてほしい」を選択した会社と合わせて約 8 割と多数を占めている。

また、本調査項目についてはそれぞれの選択肢を選択した理由の記載を目的として、自由記載欄を設けているが、金融商品取引法・会社法の両方とも「任意適用を可能とする」旨の回答

を選択した会社については、自由記載欄において、複数の会計基準で財務諸表を作成する必要が生ずることへの実務上の不安などを理由として挙げている。一方、「単体財務諸表に対しては任意適用を認めるべきでない」を選択した会社については、自由記載欄において税法や会社法との調整の必要性を理由として挙げているほか、比較可能性の観点から連結財務諸表を作成していない会社については IFRS の任意適用を認めるべきとの回答も見られた。

まとめ

上場会社の IFRS 適用への準備状況は状況調査の結果からわかるように、各社の置かれた状況や会社規模、IFRS に対する考え方などにより様々である。また、将来において IFRS が適用される否かに関わらず、様々な懸念事項があることも読み取れる。

IFRS の適用については、現在多くの国が適

用もしくは将来の適用を検討している状況にあり、日本においても今後その適用の是非や具体的な適用スケジュールについて、さらに検討が進められていくものと思われる。また、IFRS自体が米国会計基準とのコンバージェンスなどの影響もあり、その内容について大幅な改定が加えられつつある。

このような状況の中、実際にIFRSを適用することとなった場合に国内の関係者に大きな混乱なく受け入れられるようにするためには、IFRS適用のための十分な準備期間を設けるとともに、IFRSに関する情報を適時適切に共有できるような状況を作っていくことが重要であり、東証も含めた市場関係者の協力が必要と思われる。